

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-531480(P2004-531480A)

【公表日】平成16年10月14日(2004.10.14)

【年通号数】公開・登録公報2004-040

【出願番号】特願2002-563182(P2002-563182)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 38/00

A 6 1 P 25/16

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 31/18

// C 0 7 K 5/08

C 0 7 K 5/083

【F I】

A 6 1 K 37/02

A 6 1 P 25/16

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 31/18

C 0 7 K 5/08

C 0 7 K 5/083

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月7日(2005.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

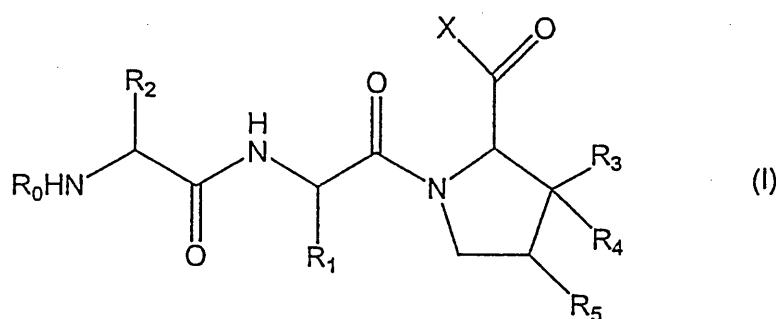
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

神経変性疾患の処置のための医薬であって、下記式(I)：

【化1】



[式中、Xは、OH、(C<sub>1-5</sub>)アルコキシ、NH<sub>2</sub>、NH-C<sub>1-5</sub>-アルキル、N(C<sub>1-5</sub>-アルキル)<sub>2</sub>を表す；

R<sub>1</sub>は、アミノ酸：Phe、Tyr、Trp、Pro(それぞれ、場合により(C<sub>1-5</sub>)アルコキシ基、(C<sub>1-5</sub>)アルキル基又はハロゲン原子により置換されていてもよい)、及びAla、Val、Leu、又はIleのいずれかから誘導される残基であり；

R<sub>2</sub>は、アミノ酸：Gly、Ala、Ile、Val、Ser、Thr、His、Ar

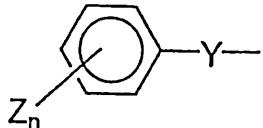
g、Lys、Pro、Glu、Gln、pGlu、Asp、Leu及びAsnのいずれかから誘導される残基であり；

R<sub>3</sub>及びR<sub>4</sub>は、独立にH、OH、(C<sub>1</sub>-C<sub>5</sub>)アルキル、又は(C<sub>1-5</sub>)アルコキシを表し（ただし、R<sub>3</sub>及びR<sub>4</sub>は、両方ともOH又は(C<sub>1-5</sub>)アルコキシであることはない）；

R<sub>5</sub>は、H、OH、(C<sub>1-5</sub>)アルキル又は(C<sub>1-5</sub>)アルコキシを表し；そして

R<sub>0</sub>は、下記式：

【化2】



（式中、Yは、-CO-、-CH<sub>2</sub>CO-、-CH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>CO-、-CH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>CO-、-CH=CH-CO-又は-OCH<sub>2</sub>CO-を表し、そしてZは、ハロゲン原子、トリフルオロメチル基、(C<sub>1-4</sub>)アルコキシ基、(C<sub>1-4</sub>)アルキル基を表すか；あるいは2つの隣接する置換基は、(C<sub>1-3</sub>)アルキレンジオキシ基を形成してもよく；そしてnは、0又は1~5の整数である）で示される基を表す]で示される化合物、又は薬学的に許容しうるその塩を含む医薬。

【請求項2】

R<sub>1</sub>が、アミノ酸：Phe、Tyr、Trp（それぞれ、場合により(C<sub>1-5</sub>)アルコキシ基、(C<sub>1-5</sub>)アルキル基又はハロゲン原子により置換されていてもよい）のいずれかから誘導される残基、又はアミノ酸：Ileから誘導される残基である、請求項1記載の医薬。

【請求項3】

R<sub>1</sub>が、場合により(C<sub>1-5</sub>)アルコキシ基、(C<sub>1-5</sub>)アルキル基又はハロゲン原子により置換されていてもよい、アミノ酸：Pheから誘導される残基である、請求項2記載の医薬。

【請求項4】

Xが、(C<sub>1-5</sub>)アルコキシ、NH<sub>2</sub>、NH-C<sub>1-5</sub>-アルキル、又はN(C<sub>1-5</sub>-アルキル)<sub>2</sub>である、請求項1~3のいずれか1項記載の医薬。

【請求項5】

R<sub>2</sub>が、アミノ酸：Gly又はIleから誘導される残基である、請求項1~4のいずれか1項記載の医薬。

【請求項6】

R<sub>0</sub>が、シンナモイル残基である、請求項1~5のいずれか1項記載の医薬。

【請求項7】

式(I)の化合物が、シンナモイル-グリシル-L-フェニルアラニル-L-プロリンアミド、シンナモイル-イソロイシル-フェニルアラニル-L-プロリンエチルアミド、シンナモイル-イソロイシル-イソロイシル-プロリンアミド、又は薬学的に許容しうるこれらの塩である、請求項1~6のいずれか1項記載の医薬。